

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程  
四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程（令和2年四日市市訓令第5号）の  
一部を次のように改正する。

改正後							
第3条 四日市市保健所処務規程の一部を次のように改正する。							
改正後							
別表（第7条関係）							
1 保健予防課（略）							
2 衛生指導課							
事務区分	種類	市長の権限の事務					備考
		専決区分					
		市長	副市長	部長	所長	課長	
食品衛生法（昭和22年法律第233号）	（略）						
	法第55条の規定による営業の許可（更新に係るものを除く）	（略）					

号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	く。) (法第68条第1項において準用する場合を含む。)								
	法第55条の規定による営業の許可(更新に係るもの)(法第68条第1項において準用する場合を含む。)				●		○	政令市長の事務	
	法第56条第2項の規定による許可業者の地位の承継の届出の受理(法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)							
	(略)	(略)							
	法第71条の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取	(略)							
	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下この項において「規則」という。)第71条の規定による申請又は届出事項の変更届の受理					○			政令市長の事務
	規則第71条の2の規定による許可又は届出施設の廃業届の					○			同



	細則第19条第1項の規定による生食用食肉取扱施設の変更届の受理							○	同
	細則第20条の規定による生食用食肉取扱施設の廃業届の受理							○	同
	細則第21条第1項の規定によるふぐ取扱施設の届出の受理							○	同
	細則第23条第1項の規定によるふぐ取扱施設の変更届の受理							○	同
	細則第24条の規定によるふぐ取扱施設の廃業届の受理							○	同

食品表示法（平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	（略）	
	法第8条第1項の規定による報告徴収、物件提出要求、立入検査、質問及び収去	（略）
	（略）	
（略）		

- 3 食品衛生検査所 （略）
- 4 健康づくり課 （略）
- 5 こども保健福祉課 （略）
- 備考 （略）

改正前

第3条 四日市市保健所処務規程の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第7条関係）

- 1 保健予防課（略）
- 2 衛生指導課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分							
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	（略）	（略）							
	法第55条の規定による営業の許可（法第68条第1項において準用する場合を含む。）	（略）							
	法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	（略）							
	（略）	（略）							
	法第71条の規定による施策の実施状況	（略）							

	の公表及び住民の意見の聴取	
食品表示法（平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	（略）	
	法第8条第1項の規定による報告徴収、物件提出要求、立入検査、質問及び収去	（略）
	（略）	
（略）		

- 3 食品衛生検査所 （略）
- 4 健康づくり課 （略）
- 5 こども保健福祉課 （略）
- 備考 （略）

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

（健康福祉部保健所衛生指導課）